

**社会福祉法人岩手県社会福祉協議会  
福祉サービス第三者評価料金に関する規程**

(趣旨)

第1 この規程は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が行う福祉サービス第三者評価の料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(評価料金)

第2 評価料金は、別表に定めるとおりとする。

2 県外施設の第三者評価に当たっては、別途必要経費を請求する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

(別表)

福祉サービス第三者評価料金表

標準的な実施内容	評価料金
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価基準研修会 2回</li><li>・ 訪問調査①（自己評価結果の確認・事前書面調査資料の確認）</li><li>・ 訪問調査②（聞き取り・視察・書類の閲覧）</li><li>・ 利用者調査</li><li>・ 評価結果報告会</li><li>・ 結果の公表（社会的養護関係施設以外の事業所については、事業所が同意した場合）</li></ul>	<p style="text-align: center;">1事業所当たり 350,000円</p> <p>ただし、同一年度内に、同一法人で複数事業所が受審する場合には、2か所目以上の事業所については、1事業所当たり 280,000円</p>